

給水装置工事施工要領及び 給水装置工事申込書等様式が変わりました

平成30年7月1日より、「給水装置工事施工要領」を「給水装置工事施行基準」へ改定いたしました。また、給水装置工事申込書等についても様式変更をいたしましたので、詳しくは下記お問い合わせ先までお願いいたします。

○【改定等に当たっての主な変更点】

- ・ 給水装置工事施工要領の見直し
- ・ 給水装置工事申込書等の様式の見直し
- ・ 共同住宅等の申込方法の簡素化
- ・ 共用管等検査の立会の実施
- ・ しゅん工検査依頼書の提出の実施
- ・ しゅん工図のデータ提出の実施

○【給水装置工事施行基準の主な項目】

1. 総則
2. 給水装置の構造と材料
3. 給水装置の基本計画
4. 給水装置の施工
5. 審査及び検査
6. 維持管理

○【給水装置工事申込書等の変更を行う主な様式】

- ・ 給水装置工事申込書兼施行承認申請書
- ・ 給水装置工事設計書
- ・ 給水装置工事しゅん工図
- ・ 臨時用給水申請書
- ・ その他

○【適用日】

平成30年7月1日以降の申込み（受付）からとする。

給水装置工事施工要領及び給水装置工事申込書等の旧様式の適用については、平成30年9月30日まで経過措置期間を設ける。

- ◎ 改定後の給水装置工事施行基準及び給水装置工事申込書等の様式については「和泉市上下水道部ホームページ」に掲載していますのでダウンロードしてお使いください。

◎お問い合わせ先

和泉市上下水道部水道工務課 〒594-0041 和泉市いぶき野五丁目4番11号
TEL: 0725-99-8151 FAX: 0725-57-0052
和泉市上下水道部ホームページ <http://www.izumi-suido.com/jyosuido/index.htm>

